

独立行政法人家畜改良センターの中期目標期間終了時における
業務・組織全般の見直しについて

平成27年9月11日
農林水産省

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「25年基本方針」という。）や第3期中期目標期間の見込評価結果等を踏まえ、独立行政法人家畜改良センター（以下「家畜改良センター」という。）の主要な事務及び事業については、国の政策実現機関として政策実施機能の最大化を図る観点から、業務運営の効率性、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うこととする。

第1 事務及び事業の見直し

1 政策実現に向けた中期目標の設定と事務及び事業の実施

的確な評価を実施するため「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき、中期目標を策定する。

また、家畜改良センターの事務及び事業を通じ、我が国の農政の基本方針である「食料・農業・農村基本計画」を踏まえた「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び「家畜改良増殖目標」等を達成するため、政策課題と家畜改良センターの事務及び事業との位置づけを明確にしつつ中期目標を策定し、政策実現に対応した事務及び事業として実施する。

2 調査研究業務の重点化

調査研究については、効率的かつ的確な業務運営を実施することとし、家畜改良センターが実施している家畜改良等に応用できる技術、政策目標の達成に向けた調査研究課題に重点化する。

3 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく業務

牛個体識別台帳は重要な情報であり、かつ、個人情報を含むことから、情報セキュリティ対策を一層強化しながら適切に実施する。

第2 組織の見直し

1 監事の補助職員の設置

「監事監査指針」（平成26年12月19日独立行政法人、特殊法人等監事連絡会）を踏まえ、監事監査の実効性を確保するための体制整備の一環として、役員からの独立性を担保した形で監事の補助職員を設置する。

2 情報セキュリティ体制の整備

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、IT技術者を雇用し情報セキュリティアドバイザーを新設するほか、システムの更新、管理体制の強化を図ること等により、情報セキュリティ体制を整備する。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行う。

1 内部統制の強化

家畜改良センターは福島県に本所を、全国に10牧場及び1支場を設置している。

これらの本所及び地方組織については、ネット会議システムの効果的な活用を図ること等により内部統制を強化する。

2 情報セキュリティ対策の強化

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講ずる。特に、情報セキュリティに関する教育・訓練の実施及びポリシーに関する遵守状況の把握については毎年度実施し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。また、情報セキュリティインシデントが発生した場合の対処体制・手順や連絡体制・手順を整備する。

3 中期目標期間を通じた効率化

「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)を踏まえ、情報システム導入・更新時における業務改革及び職員間のコミュニケーションの活発化等オフィス改革による労働生産性の向上に取り組む。

また、中期計画において、効率的な業務運営に配慮した予算を計画するとともに、当該予算による運営を行う。

4 職員教育の強化

法令遵守に係る職員教育等を強化するため、eラーニングシステムを導入することにより、コストの低減を図りつつ、効果的な研修を実施する。

5 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施する。

6 給与水準の適正化等

役職員の給与については、引き続き国家公務員の給与水準を踏まえた水準となるよう留意するとともに、給与支給に当たっての基本方針、ラスパイレス指数等の公表に関しても透明性を維持する観点から継続する。

7 保有資産の見直し

保有資産の有効活用を図るため、利用状況等の現況調査に取り組み資産利用状況を確認し、不要なものを除去処分するなど必要な措置を講じる。

8 自己収入の増大

事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売により自己収入の確保に努める。また、家畜の改良増殖に係る精液、受精卵等の譲渡価格及び飼料作物種子の配布譲渡価格については、畜産経営等に及ぼす影響に留意しつつ、民間市場価格や生産コストを考慮した適切な価格とする。

9 政府方針等に基づく取組の着実な実施

25年基本方針をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。